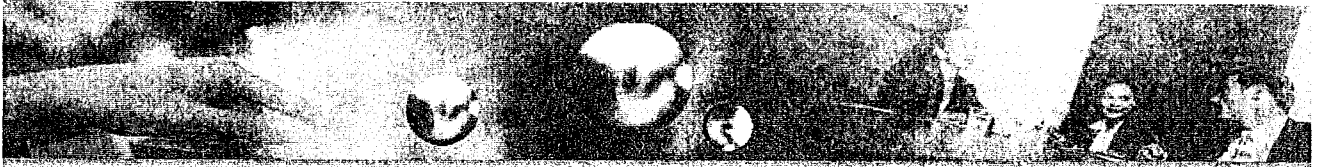


職域における 肝炎対策の推進



北里大学 副学長
医学部衛生学公衆衛生学
教授 相澤好治



労働安全衛生法

労働安全衛生法における健康管理については、
労働災害(業務に起因する負傷及び疾病)の防止を
目的に実施されるものである。

第1条 この法律は、労働基準法と相まって、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。

第2条 労働災害：労働者の就業に係る建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等により、又は作業行動その他業務に起因して、労働者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡することをいう





労働安全衛生法に基づく産業医の職務等について

産業医の職務について

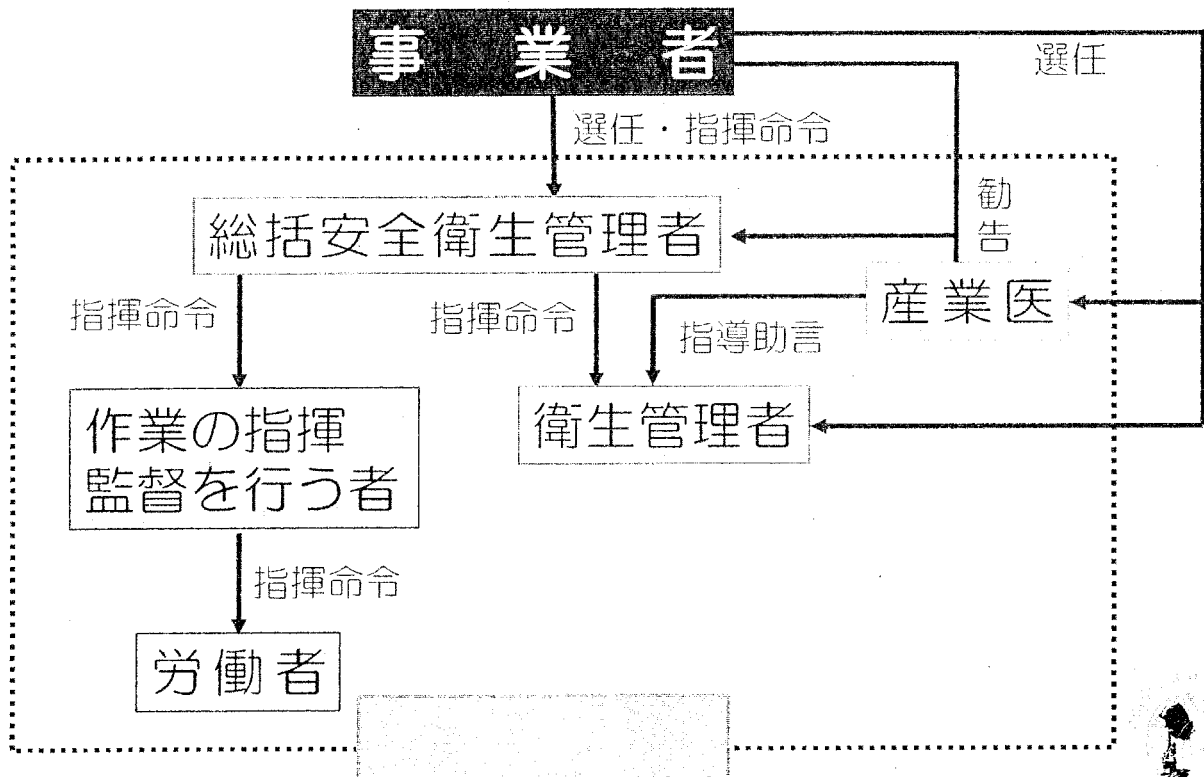
- 健康診断及び面接指導
- 作業環境の維持管理
- 作業の管理
- その他労働者の健康管理
- 健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るための措置
- 衛生教育
- 労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置

産業医の勧告等について

- 労働者の健康を確保するため必要があると認めるときは、事業者に対する勧告が可能
- 産業医の職務に係る事項について、総括安全衛生管理者に対する勧告又は衛生管理者に対する指導若しくは助言が可能



労働衛生管理体制



定期健康診断項目

労働安全衛生規則第44条

1. 既往歴及び業務歴の調査
2. 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
3. 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査
4. 胸部エックス線検査及び喀痰検査
5. 血圧の測定
6. 尿検査（尿中の糖及び蛋白の有無の検査）
7. 貧血検査（血色素量、赤血球数）
8. 肝機能検査（GOT(AST)、GPT(ALT)、 γ -GTP)
9. 血中脂質検査（LDL・HDLコレステロール、TG）
10. 血糖検査（ヘモグロビンA1cでも可）
11. 心電図検査

定期健康診断の流れ

